

青森県産品海外PR用シンボルマーク使用要領

(目的)

第1条 青森県産の農林水産物及び加工食品を海外に輸出するに当たり、本県産品であることの識別を容易にし、県産品ブランドのイメージ向上を図ることを目的として、青森県が中国、香港及び台湾に商標登録した青森県産品海外PR用シンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）について、その使用管理の適正を確保するため、シンボルマークの使用等に関して必要な事項を定める。

(図柄等)

第2条 シンボルマークのデザイン、色及び縦・横の比率は、別紙のとおりとする。

- 2 使用者は、シンボルマークをみだりに改変して使用してはならない。ただし、印刷物及び容器包装のデザイン上、シンボルマークのイメージを損なわない範囲で、色を変更して活用する場合は、この限りでない。
- 3 使用者は、青森県観光国際戦略局国際経済課長（以下「課長」という。）が認めるときは、シンボルマーク本体に掛からない範囲で、周囲に文字を書き込んで使用することができる。

(商標権等)

第3条 シンボルマークに関する中国、香港及び台湾における商標権は、青森県が所有する。

- 2 シンボルマークは、青森県に無断で使用又は印刷してはならない。
- 3 第5条の規定によりシンボルマークの使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、第三者にシンボルマークを使用させてはならない。
- 4 シンボルマークと誤認される恐れのあるマークは、指定商品、役務の如何に関わらず使用又は商標登録の出願をしてはならない。

(用途)

第4条 シンボルマークの用途は、次のいずれかに該当する本県産の農林水産物及び加工食品を輸出する場合に使用するものとする。

- (1) 青森県内で生産（採取及び漁獲を含む。）された農林水産物（以下「県産農林水産物」という。）
 - (2) 県産農林水産物を主原材料として使用し、原則として青森県内で製造された加工食品（アルコール飲料を含む。以下「県産加工食品」という。）
- 2 前項に規定する場合のほか、シンボルマークは、海外における県産農林水産物及び県産加工食品の広報のために使用することができる。

(使用申請及び承認)

第5条 シンボルマークの使用を希望する者は、シンボルマーク使用承認申請書（第1号様式）により、課長あてに申請しなければならない。

- 2 課長は、前項の申請の内容が適当と認められる場合は、これを承認し、シンボルマーク使用承認証（第2号様式）を交付する。
- 3 課長は、シンボルマークの使用申請及び使用に当たって必要に応じ条件を付することができる。

(シンボルマーク使用承認の有効期間及び更新)

第6条 前条第2項に規定するシンボルマーク使用承認の有効期間は、承認の日から起算して4年を経過する日の属する年の翌年の3月末日までとする。

- 2 前項に規定するシンボルマーク使用承認の有効期間（次項の規定により当該有効期間が更新された場合にあつては、当該更新された有効期間）を更新しようとする者は、有効期間が満了となる日の1か月前までに、シンボルマーク使用更新申請書（第3号様式）により、課長あてに申請しなければならない。
- 3 課長は、前項の申請の内容が適当と認められる場合は、速やかに有効期間を更新するとともに、シンボルマーク使用更新承認証（第4号様式）を交付する。
- 4 前項の規定により更新される有効期間は、当該更新前の有効期間の満了する日の翌日から起算して5年とする。

(使用方法)

第7条 シンボルマークは、次に掲げる方法により使用するものとする。

- (1) シールに印刷し、県産農林水産物又は県産加工食品自体及びその包装容器又は包装紙に貼付し、表示する方法
- (2) 県産農林水産物又は県産加工食品の包装容器又は包装紙に直接印刷し、表示する方法
- (3) 海外における県産農林水産物及び県産加工食品の広報のために作られるポスター、チラシ、パンフレット等（以下「広報印刷物」という。）に直接印刷し、又はシールに印刷して貼付し、表示する方法

(変更等の届出)

第8条 使用者は、次のいずれかに該当するときは、速やかにシンボルマーク使用変更（中止・廃止）届出書（第5号様式）により、課長に届け出なければならない。

- (1) 第5条第1項の規定により申請した申請内容に変更を生じるとき。
- (2) シンボルマークを使用する県産加工食品の主原材料に、青森県産を使用しなくなったとき。
- (3) シンボルマークの使用を中止又は廃止するとき。

(使用料)

第9条 シンボルマークの使用料は無料とする。ただし、シンボルマークの表示に係る経費は、使用者の負担とする。

(使用実績)

第10条 課長は、必要に応じて、使用者に対し、使用実績の報告を求めることができるものとする。

(使用者及び使用実績の公表)

第11条 課長は、使用者及び使用実績について、公表できるものとする。

(事故、苦情等の処理)

第12条 シンボルマークを使用した商品等に関する事故、苦情等（以下「事故等」という。）が発生した場合は、使用者が誠意を持って、使用者の責任のもとに、必要な措置を講じなければならない。

2 前項に規定する事故等については、青森県はその責を負わないものとする。

(調査及び指示)

第13条 課長は、必要に応じて、申請者又は使用者に対し、関係書類、県産農林水産物、県産加工食品、広報印刷物等を開覧し若しくは提出を求め若しくは立ち入り等の調査を行い、又は指示をすることができるものとする。

(使用承認の取消し等)

第14条 課長は、使用者が次のいずれかに該当した場合は、使用承認を取り消すことができる。

- (1) シンボルマークを不正に使用したとき。
- (2) シンボルマークを使用者固有のものと誤解を与えるような使用をしたとき。
- (3) 使用承認を受けた県産農林水産物又は県産加工食品の生産、出荷、販売等において信用を損なう行為により、シンボルマークのイメージを低下させたとき、又はその恐れのあるとき。
- (4) 第12条に規定する必要な措置を講じなかったとき。
- (5) 正当な理由がなく、前条に規定する調査を拒み、又は指示に従わなかったとき。
- (6) その他第1条の目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により使用承認が取り消された場合は、使用者は自己責任により、シンボルマークを県産農林水産物、県産加工食品及び広報印刷物から全て除去しなければならない。

3 第1項の規定により使用承認が取り消された場合において、使用者又は使用者であった者は、この取消しによって直接又は間接に生じた損失を青森県に請求することができない。

(その他の使用者の義務)

第15条 使用者は、第三者がシンボルマークの商標権を侵害し、又は侵害しようとしている恐れのある事実を発見したときは、速やかに課長に通報しなければならない。

(疑義の決定)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項又は疑義が生じた事項については、課長が決定するものとする。

附則

この要領は、平成21年7月31日から施行する。

この要領は、平成23年4月20日から改正する。

この要領は、平成26年9月29日から改正する。

■比率

縦(A)：横(B)=1：1.7325



青森県観光国際戦略局国際経済課長 殿

申請者 郵便番号
住 所
名 称
代表者職氏名 印

青森県産品海外PR用シンボルマーク使用承認申請書

青森県産品海外PR用シンボルマークを下記のとおり使用したいので、青森県産品海外PR用シンボルマーク使用要領第5条第1項の規定により申請します。

記

- 1 申請者の概要(該当箇所にチェックする)
 - (1)業態 生産者 生産者団体 食品メーカー 商社 その他()
 - (2)主な取扱品目名・商品名()
- 2 シンボルマークの印刷形態(該当箇所にチェックする)
シールに印刷し貼付 包装容器、包装紙、広報印刷物に直接印刷
- 3 1年間の総印刷予定数
- 4 使用予定の国・地域

5 シンボルマークを使用するもの（該当箇所に☑チェックする）

<input type="checkbox"/> 県産農林水産物に使用	
県産農林水産物の名称	
県産農林水産物の原産地（生産地）	
<input type="checkbox"/> 県産加工食品に使用	
県産加工食品の名称・商品名	
県産加工食品の内容量	
県産加工食品の製造所の所在地	
県産加工食品の原材料名	
うち県産農林水産物	
県産農林水産物の原産地（生産地）	
<input type="checkbox"/> 広報印刷物に使用	
広報印刷物名	
使用目的・方法	

注1) 県産農林水産物の生産者又は県産加工食品の製造者にあつては、原産地(生産地)又は製造所の所在地の地番まで記入してください。

2) 県産加工食品の原材料に県産農林水産物が2品目以上使われている場合は、それぞれについて記入してください。

3) 同一の県産加工食品で内容量のみが異なる場合は、県産加工食品の内容量の欄に複数の内容量を記入してください。

6 添付資料

(1) 県産農林水産物の生産者以外の者にあつては、県産農林水産物を使用していることを証明する仕入台帳(伝票)、納品書などの写しの一部を添付してください。

(2) 県産加工食品にあつては、食品表示又は原材料表の写しを添付してください。

(3) シンボルマークを貼付又は印刷しようとする箇所が分かるようにした県産農林水産物・県産加工食品・広報印刷物の写真又は図等を添付してください。

また、シンボルマークの周囲に文字を書き込んで使用する際には、その文字と配置が分かる写真又は図を添付してください。

7 連絡先

担当部署	
担当者職氏名	
電話番号/FAX 番号	
E-mail	

※シンボルマークの基本データ（清刷）及び電子画像データは、シンボルマーク使用を承認した場合に、シンボルマーク使用承認証に同封して郵送します。

殿

青森県観光国際戦略局国際経済課長

青森県産品海外PR用シンボルマーク使用承認証

年 月 日付けで申請のあった青森県産品海外PR用シンボルマークの使用について、青森県産品海外PR用シンボルマーク使用要領第5条第2項の規定により承認します。

記

1 使用承認番号

2 使用有効期間 年 月 日から 年3月31日まで

3 使用に当たっての留意事項

(1) 青森県産品海外PR用シンボルマーク使用要領を遵守してください。

(2) シンボルマークの使用を開始する際に、シンボルマークを使用した県産農林水産物・県産加工食品・広報印刷物の写真（電子データ可）を1点送付してください。

【写真の送付先】〒030-8570 青森県青森市長島1-1-1

青森県国際経済課 輸出促進グループ

E-mail:kokusaikeizai@pref.aomori.lg.jp

青森県観光国際戦略局国際経済課長 殿

申請者 郵便番号
住 所
名 称
代表者職氏名 印

青森県産品海外PR用シンボルマーク使用更新申請書

年 月 日付け青国経第 号で使用の承認を受けた青森県産品海外PR用シンボルマークについて、引き続き使用承認を受けたいので、青森県産品海外PR用シンボルマーク使用要領第6条第2項の規定により申請します。

記

- 1 使用承認番号
- 2 シンボルマークの印刷形態(該当箇所にチェックする)
シールに印刷し貼付 包装容器、包装紙、広報印刷物に直接印刷
- 3 1年間の総印刷予定数
- 4 使用予定の国・地域

5 シンボルマークを使用するもの（該当箇所に☑チェックする）

<input type="checkbox"/> 県産農林水産物に使用	
県産農林水産物の名称	
県産農林水産物の原産地（生産地）	
<input type="checkbox"/> 県産加工食品に使用	
県産加工食品の名称・商品名	
県産加工食品の内容量	
県産加工食品の製造所の所在地	
県産加工食品の原材料名	
うち県産農林水産物	
県産農林水産物の原産地（生産地）	
<input type="checkbox"/> 広報印刷物に使用	
広報印刷物名	
使用目的・方法	

注1) 県産農林水産物の生産者又は県産加工食品の製造者にあつては、原産地(生産地)又は製造所の所在地の地番まで記入してください。

2) 県産加工食品の原材料に県産農林水産物が2品目以上使われている場合は、それぞれについて記入してください。

3) 同一の県産加工食品で内容量のみが異なる場合は、県産加工食品の内容量の欄に複数の内容量を記入してください。

6 添付資料

(1) 県産農林水産物の生産者以外の者にあつては、県産農林水産物を使用していることを証明する仕入台帳(伝票)、納品書などの写しの一部を添付してください。

(2) 県産加工食品にあつては、食品表示又は原材料表の写しを添付してください。

7 連絡先

担当部署	
担当者職氏名	
電話番号/FAX 番号	
E-mail	

殿

青森県観光国際戦略局国際経済課長

青森県産品海外PR用シンボルマーク使用更新承認証

年 月 日付けで更新申請のあった青森県産品海外PR用シンボルマークの使用について、青森県産品海外PR用シンボルマーク使用要領第6条第3項の規定により承認します。

記

1 使用承認番号

2 使用有効期間 年 月 日から 年3月31日まで

3 使用に当たっての留意事項

青森県産品海外PR用シンボルマーク使用要領を遵守してください。

青森県観光国際戦略局国際経済課長 殿

届出者 郵便番号
住 所
名 称
代表者職氏名 印

青森県産品海外PR用シンボルマーク使用変更（中止・廃止）届出書

年 月 日付け青国経第 号で使用の承認を受けた青森県産品海外PR用シンボルマークについて、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、青森県産品海外PR用シンボルマーク使用要領第8条の規定により届け出します。

記

- 1 使用承認番号
- 2 変更理由及び内容（中止・廃止理由）

3 連絡先

担当部署	
担当者職氏名	
電話番号/FAX 番号	
E-mail	